

大竹市制施行70周年冠称、キャラクター及びロゴマーク使用  
及び利用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市制施行70周年を広く市内外にPRすることを目的とした冠称、キャラクター及びロゴマーク（以下「冠称等」という。）の使用及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(冠称の種類)

第2条 大竹市制施行70周年冠称の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大竹市制施行70周年
- (2) 大竹市制施行70周年記念
- (3) 祝 大竹市制施行70周年
- (4) 前3号に掲げるもののほか、同旨の表現を用いた市長が認める呼称  
(キャラクター)

第3条 キャラクターのデザインは、別図(1)から(4)までに掲げるとおりとする。

2 キャラクターは、縦・横の比率を変更しない限り、大きさを変更することができる。

(ロゴマーク)

第4条 ロゴマークのデザインは、別図(5)及び(6)に掲げるとおりとする。

2 ロゴマークは、縦・横の比率を変更しない限り、大きさを変更することができる。

3 ロゴマークは、モノクロ版に限り、色を変更することができる。

(権利)

第5条 キャラクター及びロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用)

第6条 冠称等は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間、原則として市が直接行う事業等に使用する。

(利用)

第7条 冠称等を利用しようとする者は、あらかじめ市長に必要な書類を提出し、利用の許諾を受けなければならない。ただし、大竹市の公の施設使用料

減免団体の登録に関する要綱（平成23年大竹市告示第15号）の規定に基づく減免団体が利用する場合は、必要な書類を提出せず、冠称等を利用することができる。

- 2 前条の規定による使用については、許諾を要しないものとする。
- 3 冠称等の利用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
  - (1) 市制施行70周年を広く周知し、機運醸成が見込まれるもの
  - (2) 市の魅力を内外に発信し、認知度の向上及び賑わいの創出等が見込まれるもの
  - (3) その他市長が特に必要と認めるもの
- 4 次のいずれかに該当するときは、冠称等の利用を許諾しないものとする。
  - (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
  - (2) 市及び冠称等の信用又はイメージ等を損なうおそれがあると認められるとき。
  - (3) 冠称等を利用したものの品質、製品等が、市がその品質等を保証すると誤解を生むような利用となると認められるとき又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (4) 特定の政治、思想、宗教的活動に利用されると認められるとき又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (5) 特定の個人又は団体等の売名に利用されると認められるとき又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくは同条第6号に掲げる暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者若しくはこれらの者が経営に実質的に関与している者が、営利目的又はPR等の目的で利用する可能性があると認められるとき。
  - (7) その他市長が冠称等の利用について適当でないと認めるとき。

- 5 冠称等の利用期間は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、市長が、特に必要性が高いと認めるときは、この限りでない。

（利用の制限）

第8条 市長は、前条の規定による利用を開始した後に、同条第4項各号のいずれかに該当することが判明したときは、冠称等の利用を停止させ、又は中止させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、冠称等の使用及び利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。  
(大竹市制施行60周年冠等使用取扱要綱の廃止)
- 2 大竹市制施行60周年冠等使用取扱要綱(平成25年大竹市告示第141号)は、廃止する。  
(大竹市制施行60周年冠等使用取扱要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定の施行の際現に第2項の規定による廃止前の大竹市制施行60周年冠等使用取扱要綱の規定に基づき冠等の使用を承諾され、使用していたものは、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。  
(この要綱の失効)
- 4 令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第3条、第4条関係）

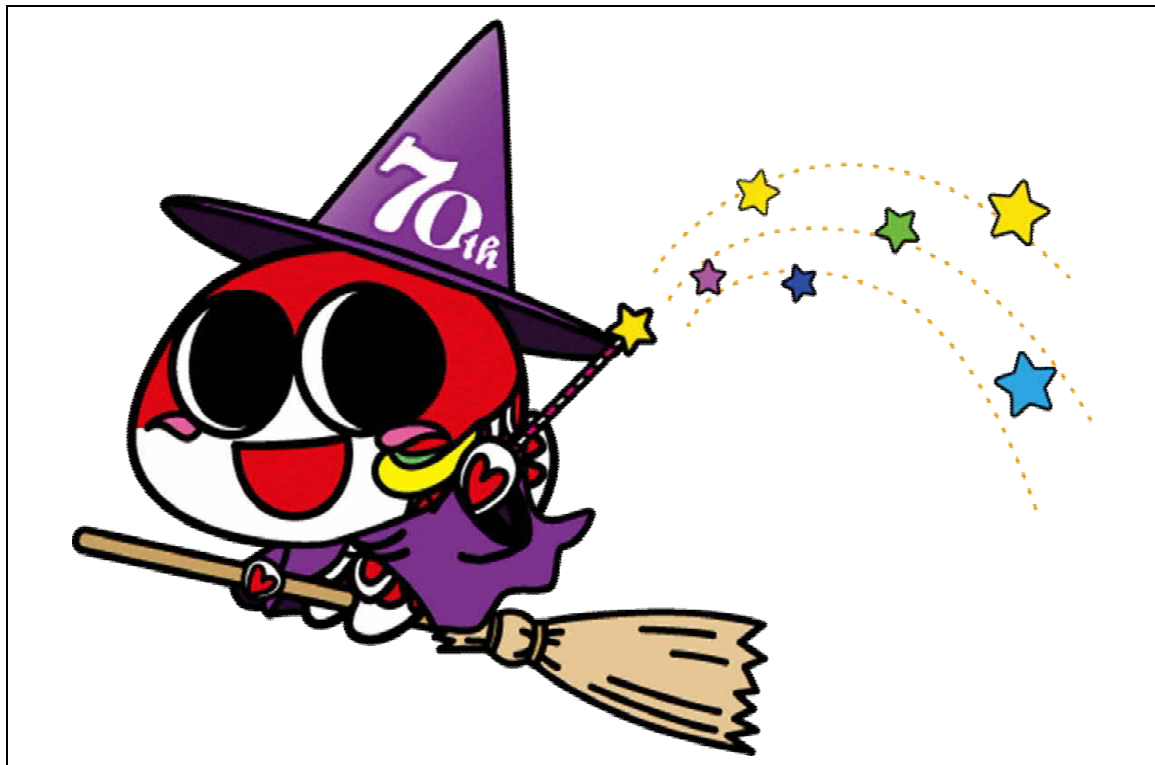
(1) キャラクター1



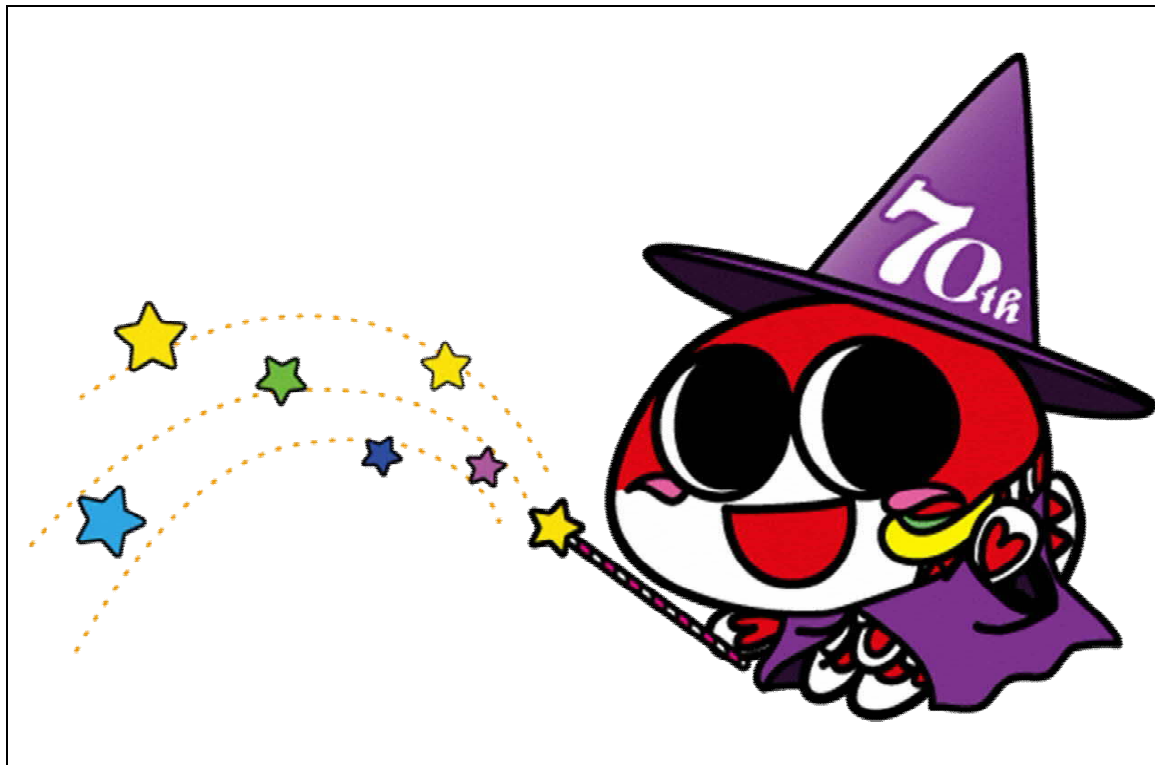
(2) キャラクター2



(3) キャラクター3



(4) キャラクター4



(5) カラーロゴマーク



(6) モノクロロゴマーク



- ※ 縦・横の比率を変更しない限り、大きさを変更することができる。
- ※ モノクロ版に限り、色を変更することができる。